

佐野市立小中学校
適正規模・適正配置基本計画(後期計画)
改定版

(令和7(2025)年度～令和36(2054)年度)

【案】

令和8(2026)年〇月

栃木県 佐野市

目次

序章 適正規模・適正配置基本計画（後期計画）の改定について	1
1 本計画の目的	1
2 計画期間	2
3 計画の対象となる市立学校	2
第1章 適正規模・適正配置について	3
1 適正規模・適正配置の考え方	3
2 適正規模・適正配置の基準	4
3 拠点校の選定における評価基準	5
第2章 中学校区別の状況と整備方針	6
1 概要	6
2 城東中学校区	7
3 南中学校区	10
4 北中学校区	14
5 赤見中学校区	20
6 田沼東中学校区	22
第3章 実施計画	25
1 今後的小中一貫校整備方針	25
2 本スケジュール期間以降に整備する小中一貫校	29
第4章 本計画における小中一貫校の整備概要	30
1 概要	30
2 小中一貫校の整備概要	30
第5章 本計画の継続的運用	34
1 計画の進行管理	34
2 財源に関する検討	34
3 PFI 導入に関する検討	34
4 本計画を進めるにあたって	34
5 留意事項	34

【本計画の記載にあたっての前提】

① 端数処理について

本計画で取り扱う数値は、金額は単位未満を切り捨て、延床面積等は単位未満を四捨五入の端数処理することを基本としています。このため、各数値の合計が表記される合計欄の数値と一致しない場合があります。

② 調査時点と年度表記について

本計画に掲載する数値は、令和5(2023)年度(令和6(2024)年3月31日に終了する事業年度)を基本としています。

③ %(パーセント)表記について

「%(パーセント)」表記は小数第2位を四捨五入しているため、合計値が「100%」にならない場合があります。

序章 適正規模・適正配置基本計画（後期計画）の改定について

1 本計画の目的

本計画は、「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）」「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）実施計画（Ⅰ期）」で定めた内容についてその後の時点修正を加えるものです。見直しを行うにあたっては、複式学級や施設の老朽化などの課題を解消するため、以下の3つを整備の柱（目的）として検討します。

（1）市立学校の小規模化・大規模化に伴う課題の解消（適正規模）

市立学校の小規模化や大規模化は学校運営や教育活動に様々な影響を及ぼします。

小規模校は、「きめ細かな指導が行いやすい」「人間関係が深まりやすい」といったメリットがありますが、「多様な考えに触れることや切磋琢磨する機会が少ない」「人間関係が固定化しやすい」というデメリットが存在します。また、複式学級を有する学校では学習や集団活動における制約が多くなることや配置される教職員数が少ないとによって教科等のアンバランスが発生します。

一方、大規模校は「多様な教育活動や選択の幅が広がる」などのメリットがありますが、「一人一人の活動の機会が少くなりやすい」「施設・設備の利用の面で制約が生じやすい」デメリットが存在します。

本市における学校の適正規模・適正配置はこのような課題をもとに、地域性も勘案しながら、検討する必要があります。

（2）施設老朽化への対策（施設の老朽度）

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であるため、充実した教育活動を十分に展開できるよう、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、衛生的な環境を整えたものとする必要があります。

本市の市立学校の校舎の多くで、築40年から50年が経過しており、安全で安心な教育環境を整備するため早急な対策が必要です。

（3）適正配置の基準を踏まえた通学区域の設定（適正配置）

施設一体型小中一貫校を設置するにあたっては、児童生徒が安全に通学できるように、適正配置の基準を踏まえて拠点校や通学区域の検討を行います。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和7(2025)年度からの30年間とし、整備事業を定める期間を令和7(2025)年度からの23年間とします。

【従前】後期計画 R5(2023)年度～R29(2047)年度		
本計画 R7(2025)年度～R36(2054)年度		
実施計画（I期）	整備事業の期間	R30(2048)年度以降
R5(2023)年度～ R11(2029)年度	R7(2025)年度～R29(2047)年度	R30(2048)年度～ R36(2054)年度 (※)

※令和30(2048)年度以降の計画は社会情勢等を踏まえ、今後、検討を進めます。

3 計画の対象となる市立学校

本計画の対象となる市立学校は、以下のとおりです。

なお、既存市立学校のうち、あそ野学園義務教育学校及び葛生義務教育学校は義務教育学校の整備が完了しているため、また、旗川小学校、吾妻小学校、西中学校は令和10(2028)年4月1日より「かえで義務教育学校」として統合されることが決定しているため、本計画での検討対象からは除外しています。また、佐野小学校、天明小学校、城東中学校については「城東中学校区小中一貫校」として統合は決定していますが、他中学校区との関連性が強いため、本計画の対象としています。

区分	No.	学校名	区分	No.	学校名
小学校	1	佐野小学校	中学校	1	城東中学校
	2	天明小学校		2	南中学校
	3	植野小学校		3	北中学校
	4	界小学校		4	赤見中学校
	5	犬伏小学校		5	田沼東中学校
	6	犬伏東小学校	学校数 小計		5
	7	城北小学校			
	8	赤見小学校			
	9	石塚小学校			
	10	出流原小学校			
	11	田沼小学校			
	12	吉水小学校			
	13	栃本小学校			
	14	多田小学校			
学校数 小計		14	学校数 合計		19

第1章 適正規模・適正配置について

1 適正規模・適正配置の考え方

(1) 基本理念

適正規模・適正配置については、「学校の統合」と「通学区域の見直し」という2つの方法を各学校、地域の実情に応じて適切に取り入れて行うこととし、各中学校区において「施設一体型小中一貫校として新たな学校を設立する」という考え方を基本とします。

(2) 教育環境の考え方

本市の未来を担う子どもたちが、これから社会を生きるために重要な、確かな学力、豊かな心、健やかな体といった「生きる力」を育むための望ましい教育環境の整備に向け、以下に定めるものとします。

- ① クラス替えが可能な規模であること。クラス替えを通じて、様々な人間関係が生まれ、そこから多様な価値観、学習意欲が芽生えるなど単学級による弊害を取り除くことができる。また、総合的な学習をはじめ課題別活動に幅をもたせたり、学校行事等における学級ごとの取組などを生かしたりすることができる。
- ② クラブ活動や委員会活動、さらに部活動等において多様な選択ができる規模であること。このことにより、希望に応じた活動の保障や、互いに高め合う効果が期待できる。
- ③ 学年ごと、教科ごとに複数の教員の配置が可能な規模であること。このことにより、教員相互の研修や校務分掌の適正化を図ることができる。
- ④ 体育館や図書室をはじめ学校施設や特別教室等の円滑な利用ができる規模であること。適正な教育環境により、適切な教育課程の実施と充実した教育活動が期待できる。

(3) 統合の考え方

それぞれの学校の地域性や地理的要因を十分考慮し、通学区域の見直しを含めて、中学校区内での統合に取り組みます。施設一体型小中一貫校は、各対象校が対等な関係による統合で、新設校として設置します。

(4) 市街部における通学区域の考え方

市街部の市立学校については、今後の児童生徒数の推移を勘案し、適正規模・適正配置を考慮した通学区域の再編を検討します。

(5) 計画の実施にあたって配慮すべき事項

- ① 学校はそれぞれの地域の歴史やコミュニティと結びつきを持っていることから、適正配置の実施にあたっては、地域の実情や関わり、様々な問題点などを考慮し、地域住民の十分な理解と協力を求める必要があります。
- ② 本計画は、学級編制の基準等の制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。なお、地域等からの要望等があった場合は、本計画とは別に、柔軟かつ迅速に対応します。

2 適正規模・適正配置の基準

本市における学校の適正規模・適正配置の基準を次のとおりとします。

(1) 適正規模の基準

- ① 小学校の適正規模…原則 6 学級から 18 学級
クラス替えができる 1 学年 2 学級以上が望ましいが、地域の実情等の要因を考慮し、複式学級を有しない 6 学級を下限の学級数とする。
- ② 中学校の適正規模…原則 9 学級から 18 学級
全ての教科に教科担任の配置が可能となる 9 学級以上が望ましい。
- ③ 小・中学校とも 1 学級の児童生徒数は原則として 16 人を下限とする。
上限については現時点では 35 人とする。

(2) 適正配置の基準

- ① 小学校の通学距離は概ね 4 km 以内とする。
- ② 中学校の通学距離は概ね 6 km 以内とする。

※ただし、学校統合等により基準とする通学距離(=自宅から学校までの片道の距離)を超える場合については、通学手段を考慮する。

(3) 小中一貫校区内の拠点校(統合先)となる学校の基準

拠点校となる学校の選定については、以下の要件を検討する必要があります。

- ① 「適正規模の基準」を踏まえた児童生徒数を収容可能な敷地面積があること。
- ② 「適正配置の基準」を踏まえた小中一貫校区内での立地であること。
- ③ 佐野市立地適正化計画(令和 3(2021)年 3 月)で設定したエリアが都市機能誘導区域または居住誘導区域であること。
- ④ 可能な限り、ハザードマップ上の土砂災害危険箇所/想定浸水範囲の範囲外であること。

一般的に、既存の小学校と中学校を比較した場合、中学校が拠点校としての要件を満たしていることから、原則として小中一貫校区内にある中学校を拠点校として検討します。

ただし、上記の諸要件を考慮した結果、中学校を拠点校とすることが不適当である場合は、同区内の小学校及び移転新設も選択肢として検討します。

(4) 整備順の基準

整備順については、教育の機会均等を担保するため、適正規模の確保と小中一貫校として整備する学区再編の状況を優先的に考慮し、校舎建築からの経過年数や適正規模基準なども踏まえ、整備校決定の基準とします。具体的に整備校を決定する際には、以下の要件を検討します。

- ① 複式学級を編制する学校があるか。(適正規模)
- ② 進級先となる中学校が分かれる小学校が含まれているか。(適正規模・適正配置)
- ③ 整備が完了するまでの使用に耐えうる学校施設であるか。(施設の老朽度)
- ④ 拠点校となる学校の工事が円滑に進められるか。(施工条件の整理)

このような、教育・学校運営面及び施設面を個別比較し、状況に応じて順位を入れ替え調整します。

3 拠点校の選定における評価基準

各中学校区において施設一体型小中一貫校として新たな学校を設立するため、拠点校の選定にあたっては前段の「2 適正規模・適正配置の基準」に沿って、以下のとおり評価基準を設定しました。

表1 拠点校選定における評価基準

評価項目	配点					評価点
	1点	2点	3点	4点	5点	
適正規模	「統合後の想定延床面積」の、建設可能敷地面積(※1)に占める割合が					5
	500%以上	400%以下	300%以下	200%以下	100%以下	
適正配置	半径4km以内に入る通学区域面積が全体の					5
	60%未満	60%以上	70%以上	80%以上	90%以上	
立地適正化 計画	誘導区域・都市計画の区域区分が					5
	誘導区域外 (市街化調整区域)	—	誘導区域外 (市街化区域)	—	都市機能 誘導区域 または 居住誘導区域	
ハザードマップ	土砂災害危険箇所/想定浸水範囲より					5
	危険箇所 /範囲内 いずれか 該当	—	100m圏内 /範囲外	200m圏内 /範囲外	200m圏外 /範囲外	
計						20

※1 建設可能敷地面積：

小中一貫校で必要とする校舎敷地以外の面積(体育館敷地、運動場敷地、駐車場敷地など)を、各校の敷地面積から差し引いた結果「校舎を建設可能な面積」を指します。

第2章 中学校区別の状況と整備方針

1 概要

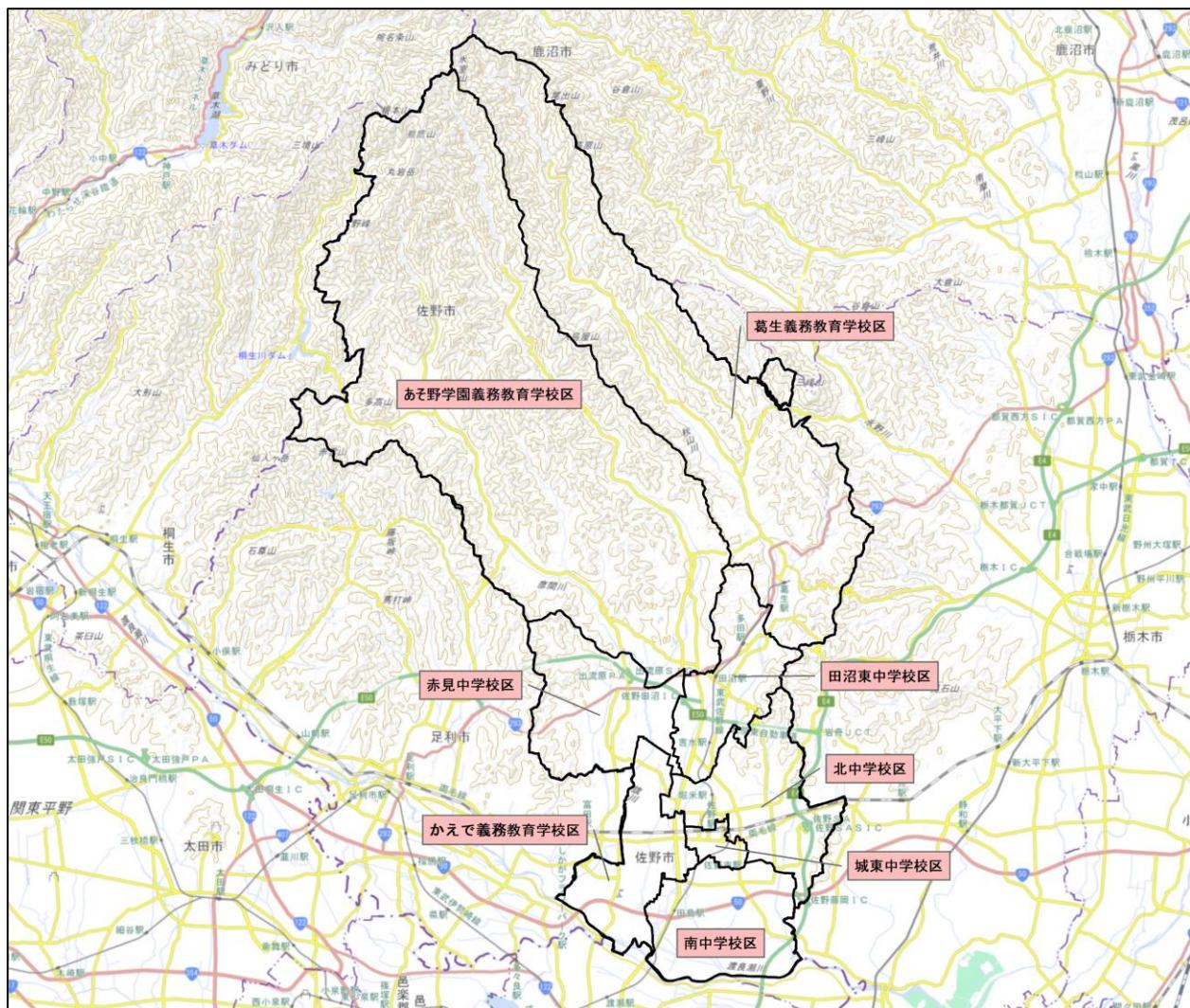
各学校はそれぞれの地域の歴史やコミュニティと結びつきを持っていることから、本計画の実施にあたっては、地域の実情や関わり、様々な問題点などを考慮する必要があります。本章では現在の中学校区を対象として児童生徒数や配置状況を基に評価を行い、拠点校などの整備方針を定めました。

※児童生徒数は、住民基本台帳から令和6(2024)年4月1日現在の数字を反映しています。

※「かえで義務教育学校」「城東中学校区小中一貫校」は佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画(後期計画)実施計画

(Ⅰ期)」において整備スケジュール選定済みとして扱います。

現在の本市における中学校区の区割りは以下のとおりです。

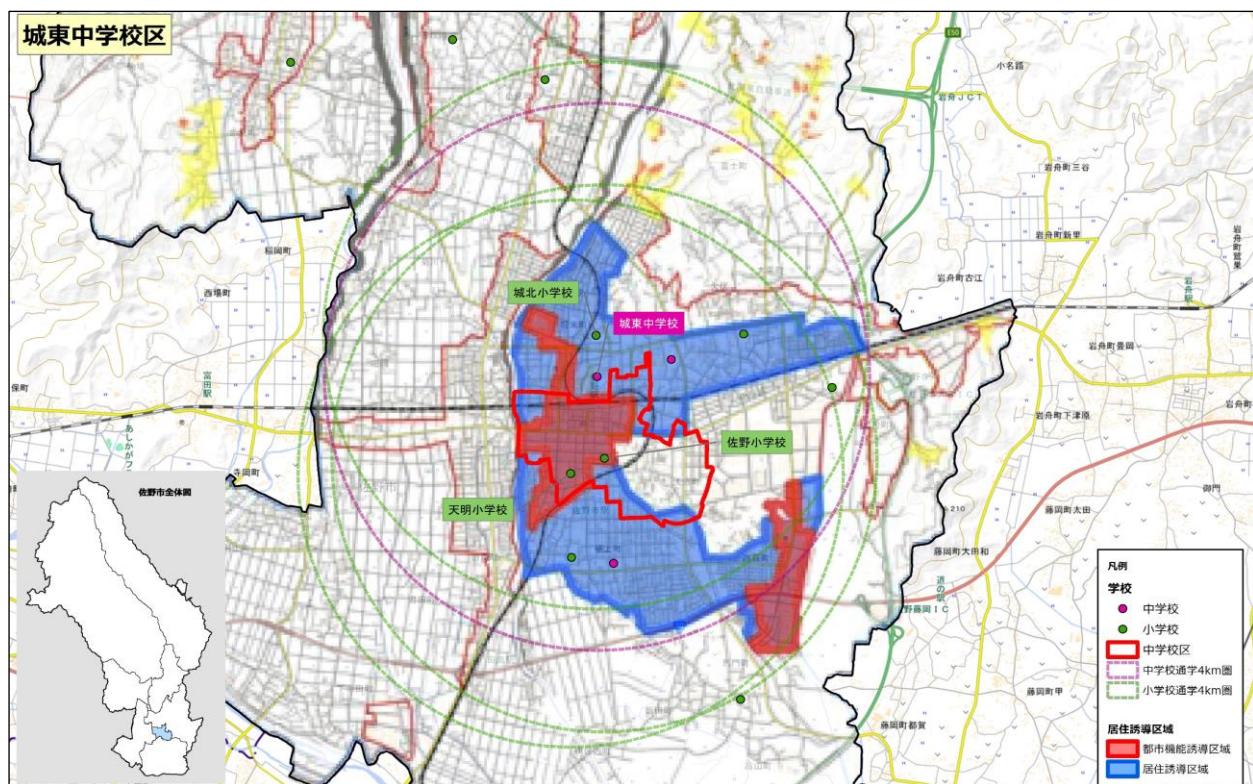


2 城東中学校区

(1) 学校の配置

表 2-1-1 学校の配置状況

中学校区	対象小学校	通学区域
城東中学校	佐野小学校	久保町(両毛線以南)、相生町、高砂町、万町、亀井町、金屋下町、金吹町、若松町(両毛線以南)、浅沼町
	天明小学校	伊賀町、本町、大蔵町、朝日町(両毛線以南)、大町、天明町、大和町、金屋仲町、金井上町、大祝町、上台町、植野町(1953~2007番地枝番含む)
	城北小学校	久保町(両毛線以北)、朝日町(両毛線以北)



※出典「佐野市立地適正化計画(図6-10)」(佐野市)を本計画用に加工。

(2) 通学区域毎年齢別児童生徒数

表2-2-1 通学区域毎年齢別児童生徒数

中学校区	対象小学校	行政区名称	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	合計
佐野小学校	久保町(南)			1	1	2	1	1	2		2	10
	相生町(佐野)	1	3			1	3	2		3	3	16
	高砂町	2	2	2	1	1			1	1	2	12
	万町(佐野)			2		1	1	2			2	8
	亀井町	3	1	1		2	3	1	1	6	18	
	金屋下町	2		5	3	1	3		3	3	20	
	金吹町	2	3	2	7	4	2	1	5	3	29	
	若松町(第一)	1		1	2	2				1	8	
	若松町(城南)			1	1			2	1	2		7
	浅沼町	25	23	18	25	31	19	26	29	30	226	
城東中学校	小学校区人数小計	36	36	31	42	46	34	33	44	52	354	
	伊賀町	1		2	1				1		5	
	本町(佐野)			1							1	
	大蔵町							1			1	
	朝日町(南)	1	1	3	2		3	5	1	1	17	
	大町	1		2		2		3	1		9	
	天明町	1			1			1		1	4	
	大和町				1			2			3	
	金屋仲町	1		3	2		2	1	1	2	12	
	金井上町	2		1			3	1	1		8	
天明小学校	大祝町	2		5	2	3	2	1	2	3	20	
	上台町	9	2	8	7	8	5	4	3	9	55	
	植野町(泉)一部	6	4	7	6	6	5	6	6	4	50	
	小学校区人数小計	24	7	32	22	19	21	24	16	20	185	
	城北小学校	久保町(北)	4	4	9	7	5	5	7	3	5	49
	朝日町(北)	2	1	2	3	4	2	1	6	1	22	
	小学校区人数小計	6	5	11	10	9	7	8	9	6	71	
	学校区人数合計	66	48	74	74	74	62	65	69	78	610	
					398				212		610	

(3) 拠点校選定における評価結果

表2-3-1 各校の評価結果

学校名	適正規模		適正配置		立地適正化計画		ハザードマップ		評価点 (20点満点)
	想定延床面積の建設可能敷地面積に占める割合	点数	半径4km円の校区面積に占める割合	点数	誘導区域・都市計画の区域区分	点数	土砂/浸水	点数	
佐野小学校	203.2%	3	100.0%	5	都市機能誘導区域	5	200m圏外/範囲外	5	18
天明小学校	167.4%	4	100.0%	5	都市機能誘導区域	5	200m圏外/範囲内	1	15
城東中学校	86.2%	5	100.0%	5	居住誘導区域	5	危険箇所/範囲外	1	16

(4) 現状と課題

城東中学校区は小学校3校、中学校1校で構成されており、令和6(2024)年度の児童生徒数は合計610人です。適正規模として定めた1学級35人で換算すると22学級が必要となります。

拠点校の候補となる佐野小学校、天明小学校、城東中学校の敷地は22学級を配置できる十分な面積を有しております、立地適正化計画上の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」に位置しています。また、各校とも「半径4km圏の校区面積に占める割合」で見ると、学区の100%をカバーしています。一方で天明小学校はハザードマップにおいて浸水想定範囲内に位置し、城東中学校は土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域に含まれています。そのため、防災上のリスクを考慮すると、佐野小学校を拠点校とすることが最も適切であると言えます。

また、本中学校区の各小学校の建物は、その多くが昭和40年代に建設され、築後50年以上が経過しています。

(5) 今後の方針

現状と課題を勘案し、令和4(2022)年1月に策定した「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画(後期計画)実施計画(Ⅰ期)」に基づき、佐野小学校を拠点校として、令和13(2031)年4月に「城東中学校区小中一貫校」を開校する方針です。

また、城東中学校区小中一貫校整備事業基本構想に基づき、「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画(後期計画)実施計画(Ⅰ期)」で定めた通学区域を見直し、表2-1-1のとおりとしました。見直しにより区域外とした「若松町(城東)」、「若松町(城西)」、「天神町」については、北中学校区へ編入します。

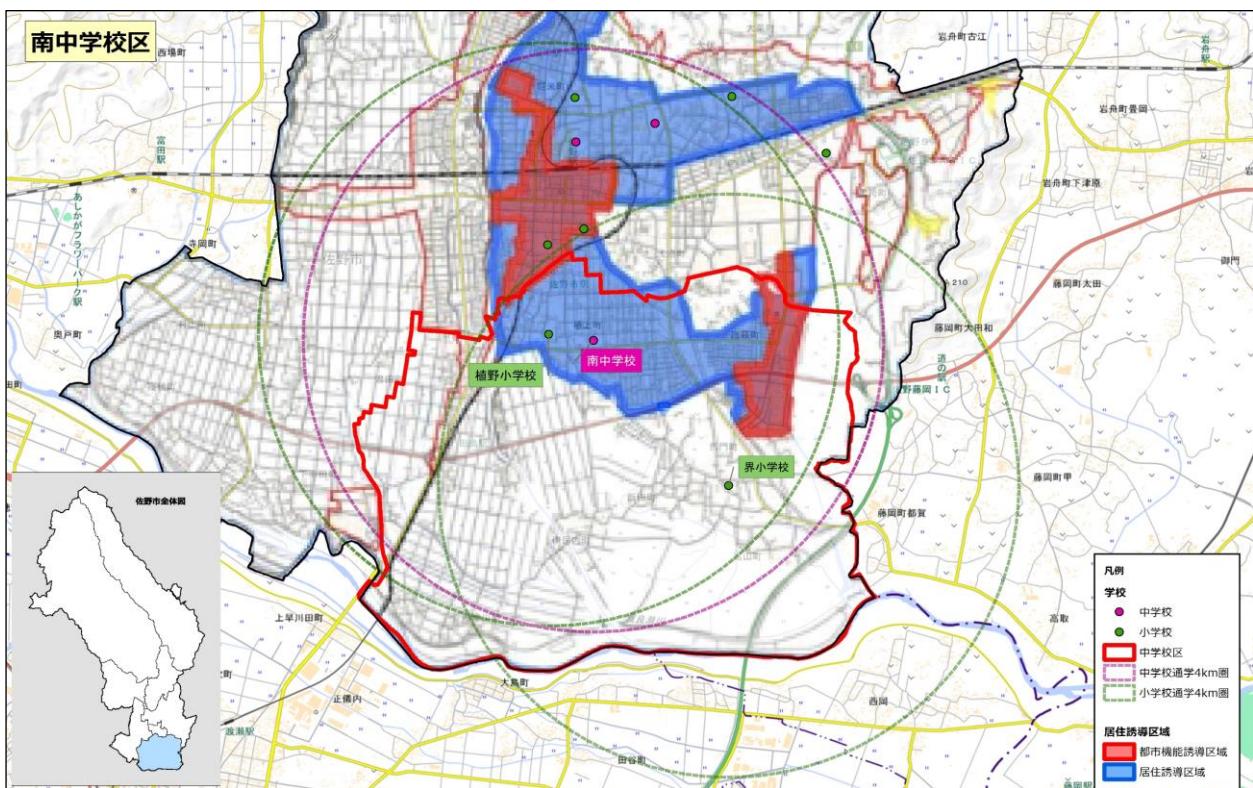
なお、開校までの期間中に建物の不具合が顕在化した場合は、適宜修繕を実施し、児童生徒の安全を確保します。

3 南中学校区

(1) 学校の配置

表 2-1-2 学校の配置状況

中学校区	対象小学校	通学区域
南中学校	植野小学校	植野町(1953~2007番地以外)、植上町、寺中町、植下町、若宮上町、若宮下町、伊保内町、大古屋町、庚申塚町、田島町、船津川町、飯田町
	界小学校	馬門町、高山町、高萩町、北茂呂町、茂呂山町、越名町



(2) 通学区域毎年齢別児童生徒数

表 2-2-2 通学区域毎年齢別児童生徒数

中学校区	対象小学校	行政区名称	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	合計
南中学校	植野小学校	植野町	8	7	12	15	12	10	9	9	9	91
		植野町(台南)	3	3	2	2	3	1	3	4	4	25
		植上町	15	26	29	30	36	36	30	34	41	277
		寺中町	13	11	14	9	5	11	4	5	12	84
		植下町	31	28	22	30	27	20	34	34	28	254
		若宮上町	8	6	4	4	2	6	3	1	3	37
		若宮下町	6	10	6	4	7	7	9	5	8	62
		伊保内町	1	5	2		1	1	1		3	14
		大古屋町	1	1	2	1	6		5	1	2	19
		庚申塚町							1			1
		田島町	4	3	7	3	3	4	5	5	4	38
	界小学校	船津川町	1	1	2	3	2	1		2	2	14
		飯田町	8	7	13	5	8	2	6	3	6	58
		小学校区人数小計	99	108	115	106	112	99	110	103	122	974
学校区	馬門町	馬門町	11	9	11	8	6	10	8	8	12	83
		高山町	2	2	1	3	5	5	1	4	1	24
		高萩町	28	45	24	36	35	33	35	37	44	317
		北茂呂町			1			3		2	1	9
		茂呂山町	3	2	7	1	4	6	7	5	1	36
		越名町	13	9	10	8	7	4	10	10	10	81
	小学校区人数小計	57	68	53	56	60	58	63	65	70	70	550
学校区人数合計			156	176	168	162	172	157	173	168	192	1,524
							991			533		1,524

(3) 拠点校選定における評価結果

表 2-3-2a 各校の評価結果

学校名	適正規模		適正配置		立地適正化計画		ハザードマップ		評価点 (20点満点)
	想定延床面積の建設可能敷地面積に占める割合	点数	半径4km円の校区面積に占める割合	点数	誘導区域・都市計画の区域区分	点数	土砂/浸水	点数	
植野小学校	1090.9%	1	76.7%	3	居住誘導区域	5	200m圏外/範囲外	5	14
界小学校	建設不可	0	85.7%	4	誘導区域外(市街化調整区域)	1	200m圏外/範囲内	1	6
南中学校	236.5%	3	82.3%	4	居住誘導区域	5	200m圏外/範囲外	5	17

※評価項目「適正規模」における「建設不可」:

小中一貫校で必要とする校舎敷地以外の面積(体育館敷地、運動場敷地、駐車場敷地など)を、各校の敷地面積から差し引いた結果、校舎を建設する余地がなくなる場合を表しています。

(4) 現状と課題

南中学校区は小学校2校、中学校1校で構成されており、令和6(2024)年度の児童生徒数合計は1,524人です。仮に本学校区を一つの小中一貫校とした場合、1学級を上限人数である35人で換算すると47学級が必要となり、適正規模に照らすと11学級の超過となる見込みです。

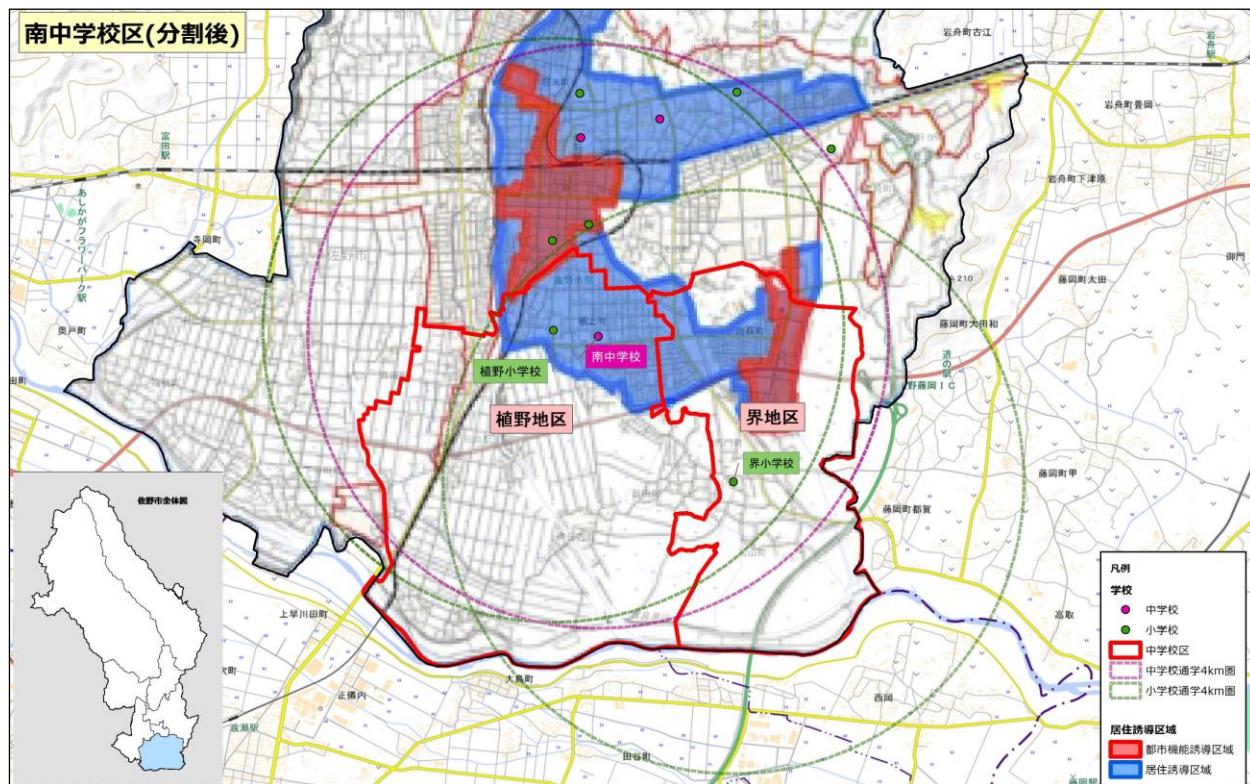
人口においては、7歳人口と15歳人口を比較すると、植野小学校区では18.9%の減少、界小学校区でも18.6%が減少しており、他地区と同様、本学区においても児童生徒数の減少が進行していることがわかります。

また立地上の特性として、本中学校区は国道50号で南北に分かれています。国道50号は主要幹線道路であるため交通量が多く、登下校時の安全確保に課題があります。小中一貫校の設置にあたっては「児童生徒の通いやすさと安全性」を考慮する必要があります。

(5) 今後の方針

現行の中学校区を分割し適正な人数にする必要があるため、植野小学校区(植野地区)と界小学校区(界地区)に分割して検討しました。

分割後の地図は以下のとおりです。



※出典「佐野市立地適正化計画(図6-10)」(佐野市)を本計画用に加工。

直近8年間で、界地区全体の人口は18.6%減少していますが、大型商業施設に隣接する馬門町、越名町に限っては現状維持または微増しており、立地適正化計画における人口誘導施策も念頭におくと、今後の人口減少は緩やかなものになると予想されます。佐野新都市エリア最寄りの小中一貫校として、界地区を独立した新規中学校区にすることが適切と言えます。この場合、それぞれの中学校区の児童生徒数は植野地区が974人、界地区が550人となり、適正規模の基準に合致した状況になります。

学区を分割し別個の小中一貫校を設置する場合の各校の評価は以下のとおりです。

表 2-3-2b 各校の評価結果(校区分割後)

学校区	学校名	想定延床面積の建設可能敷地面積に占める割合	点数	半径4km円の校区面積に占める割合	点数	誘導区域・都市計画の区域区分	点数	土砂/浸水	点数	評価点(20点満点)
植野地区	植野小学校	228.6%	3	86.9%	4	居住誘導区域	5	200m圏外/範囲外	5	17
	南中学校	118.6%	4	86.6%	4	居住誘導区域	5	200m圏外/範囲外	5	18
界地区	界小学校	269.4%	3	100.0%	5	誘導区域外(市街化調整区域)	1	200m圏外/範囲内	1	10

植野地区に関しては、植野小学校と南中学校の両校が4つの評価項目でいずれも高い評価となります、「想定延床面積の建設可能敷地面積に占める割合」で優位であることから南中学校を拠点校とします。

一方、界地区では、界小学校は「立地適正化計画」の評価が誘導区域外(市街化調整区域)となっていますが、「佐野新都市エリア」の都市機能誘導区域に近く、「半径4km円の校区面積に占める割合」が100%のカバー率であることから、浸水への対策を施した上で拠点校とします。

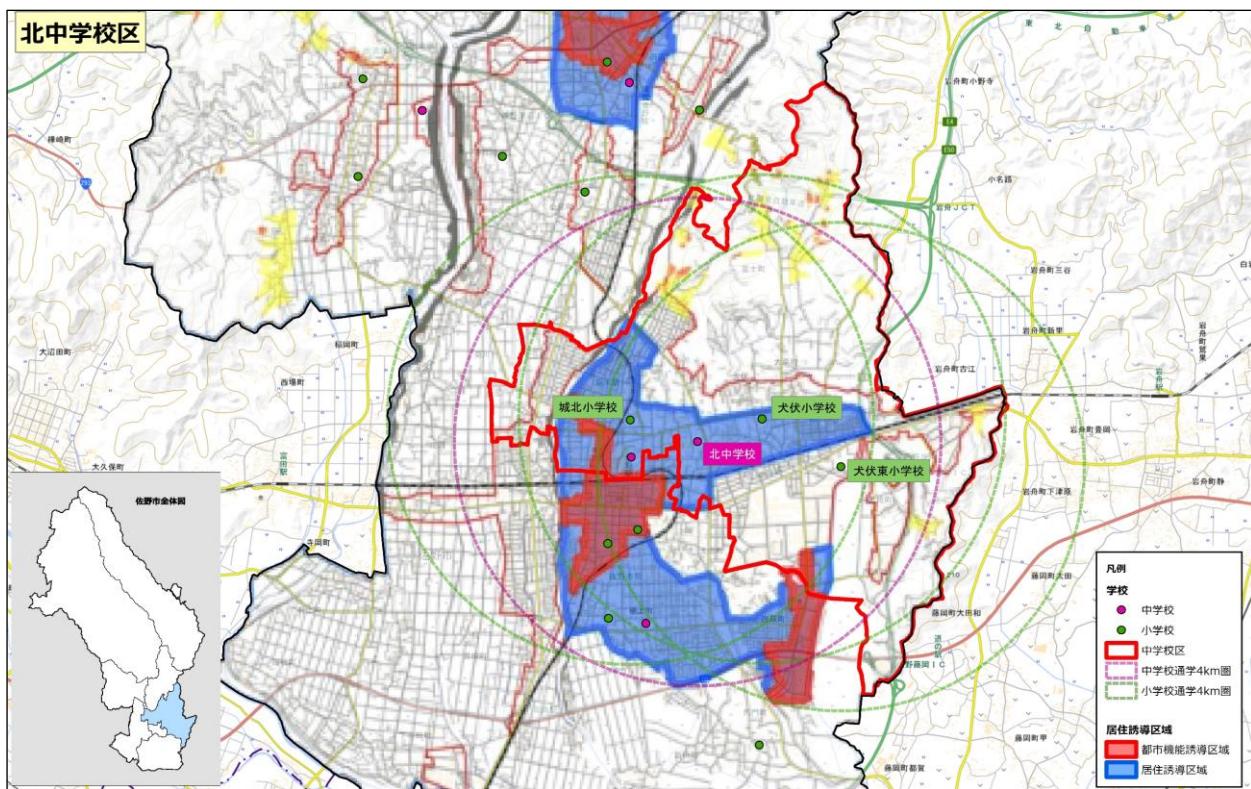
ただし、学区を分割した場合でも、国道50号を越えて通学する児童生徒が生じるため、「児童生徒の通いやすさと安全性」については課題を抱えています。また、界地区の今後の児童生徒数の予測が難しいこともあり、拠点校の場所、通学区域について南中学校区全体で継続して検討する必要があります。その間も校舎の老朽化は進んでいくため、児童生徒の安全確保のために校舎の大規模改修を実施します。

4 北中学校区

(1) 学校の配置

表 2-1-3 学校の配置状況

中学校区	対象小学校	通学区域
北中学校	犬伏小学校	犬伏上町、犬伏中町、犬伏下町、犬伏新町、堇川町、富士町、大栗町、富岡町
	犬伏東小学校	米山南町、関川町、町谷町、伊勢山町、栄町、西浦町、鎧塚町、黒袴町
	城北小学校	若松町(両毛線以北)、天神町、堀米町、奈良渕町、田之入町



※出典「佐野市立地適正化計画(図 6-10)」(佐野市)を本計画用に加工。

(2) 通学区域毎年齢別児童生徒数

表 2-2-3a 通学区域毎年齢別児童生徒数

中学校区	対象小学校	行政区名称	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	合計
北中学校	犬伏小学校	犬伏上町	2	7	6	3	6	4	11	8	9	56
		犬伏中町	7	12	14	12	10	12	7	7	11	92
		犬伏下町	18	16	14	7	10	12	11	13	10	111
		犬伏新町	16	17	8	17	23	19	16	13	21	150
		峠川町					1			1		2
		富士町(上)	1			1			1		1	4
		富士町(下)	6	2	3	1	4	2		2	4	24
		大栗町	1	1	1			2		1	3	9
		富岡町	37	36	36	34	36	31	45	39	24	318
	小学校区人数小計		88	91	82	75	90	82	91	84	83	766
	犬伏東小学校	米山南町	5	7	13	16	7	15	15	22	29	129
		関川町(関川)	2	2	2	2	4	6	5	9	9	41
		関川町(米山)	2	4	3	5	3		3	3	4	27
		町谷町				1	1	2	2	2	1	9
		伊勢山町	9	4	7	4	6	8	5	9	7	59
		西浦町	1	3	3		2			1		10
		鎧塚町	6	5	4	4	3	6	2	8	6	44
		黒袴町	4	3		3	3	2	3	4	4	26
	小学校区人数小計		29	28	32	35	29	39	35	58	60	345
	城北小学校	若松町(城東)	4	6	6	8	2	10	2	4	2	44
		若松町(城西)	4	3	5	2	6	5	2	1	7	35
		天神町	4	6	13	5	9	8	3	9	10	67
		堀米町(安良町下)	6	6	4	4	11	7	5	13	3	59
		堀米町(安良町上)	6	8	6	12	6	7	14	13	13	85
		堀米町(七区)		3			4		2			9
		堀米町(横手)	2	3	1	4		4	1			15
		堀米町(内堀米)	24	17	15	20	9	19	12	18	18	152
		堀米町(朱雀)	26	28	26	34	34	37	46	34	34	299
		堀米町(菊川)	22	30	18	24	29	16	25	26	24	214
	小学校区人数小計		132	130	118	139	130	138	134	150	143	1,214
学校区人数合計		249	249	232	249	249	259	260	292	286	2,325	
					1,487				838			2,325

(3) 拠点校選定における評価結果

表 2-3-3a 各校の評価結果

学校名	適正規模		適正配置		立地適正化計画		ハザードマップ		評価点 (20点満点)
	想定延床面積の建設可能敷地面積に占める割合	点数	半径4km円の校区面積に占める割合	点数	誘導区域・都市計画の区域区分	点数	土砂/浸水	点数	
犬伏小学校	建設不可	0	90.9%	5	居住誘導区域	5	200m圏外/範囲外	5	15
犬伏東小学校	1055.6%	1	75.6%	3	誘導区域外(市街化区域)	3	200m圏外/範囲外	5	12
城北小学校	1438.4%	1	63.2%	2	居住誘導区域	5	200m圏外/範囲内	1	9
北中学校	987.1%	1	80.3%	4	居住誘導区域	5	200m圏外/範囲外	5	15

(4) 現状と課題

北中学校区は小学校3校、中学校1校で構成されており、城東中学校区小中一貫校整備事業基本構想に基づくとともに、地区の意見を勘案した上で、「若松町(城東)」「若松町(城西)」「天神町」を北中学校区に編入しました。これにより令和6(2024)年度の児童数は1,487人、生徒数は838人となっています。それぞれ1学級の上限人数である35人で換算すると小学校は47学級、中学校は26学級となり、仮に4校すべてを統合した場合、基準に照らすと大幅に超過する見込みです。また、小学校区の人数合計を7歳と15歳年齢で比較すると、犬伏小学校区は88人/83人で約6%増加、犬伏東小学校区は29人/60人で約52%減少、城北小学校区は132人/143人で約8%減少という状況です。全体では249人/286人で約13%の減少ということから、犬伏東小学校区の減少率が顕著であることがわかります。

4校すべてを統合した場合に必要となる延床面積と運動場などの必要な面積を確保し、それぞれの学校の敷地に配置した場合、犬伏小学校は面積が不足して建設ができず、一方、犬伏東小学校、城北小学校、北中学校ではそれぞれ900%を超えるため10階建て以上が必要という結果になりました。これは緊急時の避難等を考慮すると現実的ではないため、北中学校区においては、現行の4校を統合し一つの小中一貫校とすることは困難です。

(5) 今後の方針

児童生徒数、学級数、人口動態、配置状況、敷地における課題を整理し、小中一貫校の設置条件を以下のとおりとします。

- ・適正規模に沿った学級数(12学級～18学級)とするため、北中学校区を2つに分割する。
- ・犬伏東小学校区は人口が減少し、立地適正化計画の誘導区域外であることを踏まえ、候補としない。
- ・できるだけ通学区域を網羅するとともに高層階の建物は建設しない。

これにより、現行の城北小学校区を「堀米地区」、犬伏小学校区と犬伏東小学校区を「犬伏地区」とし、2つの小中一貫校を建設します。

表2-2-3b 通学区域毎年齢別児童生徒数(二分割後)

中学校区 (検討)	対象小学校	行政区名称	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	合計
北中学校区 (犬伏地区) 小中一貫校	犬伏小学校	犬伏上町	2	7	6	3	6	4	11	8	9	56
		犬伏中町	7	12	14	12	10	12	7	7	11	92
		犬伏下町	18	16	14	7	10	12	11	13	10	111
		犬伏新町	16	17	8	17	23	19	16	13	21	150
		葦川町					1			1		2
		富士町(上)	1			1			1		1	4
		富士町(下)	6	2	3	1	4	2		2	4	24
		大栗町	1	1	1			2		1	3	9
		富岡町	37	36	36	34	36	31	45	39	24	318
	小学校区人数小計		88	91	82	75	90	82	91	84	83	766
	犬伏東小学校	米山南町	5	7	13	16	7	15	15	22	29	129
		関川町(関川)	2	2	2	2	4	6	5	9	9	41
		関川町(米山)	2	4	3	5	3		3	3	4	27
		町谷町			1	1	2	2	2	1	9	
		伊勢山町	9	4	7	4	6	8	5	9	7	59
		西浦町	1	3	3		2			1		10
		鎧塚町	6	5	4	4	3	6	2	8	6	44
		黒袴町	4	3		3	3	2	3	4	4	26
	小学校区人数小計		29	28	32	35	29	39	35	58	60	345
学校区人数合計			117	119	114	110	119	121	126	142	143	1,111
北中学校区 (堀米地区) 小中一貫校	城北小学校	若松町(城東)	4	6	6	8	2	10	2	4	2	44
		若松町(城西)	4	3	5	2	6	5	2	1	7	35
		天神町	4	6	13	5	9	8	3	9	10	67
		堀米町(安良町下)	6	6	4	4	11	7	5	13	3	59
		堀米町(安良町上)	6	8	6	12	6	7	14	13	13	85
		堀米町(七区)		3			4		2			9
		堀米町(横手)	2	3	1	4		4	1			15
		堀米町(内堀米)	24	17	15	20	9	19	12	18	18	152
		堀米町(朱雀)	26	28	26	34	34	37	46	34	34	299
		堀米町(菊川)	22	30	18	24	29	16	25	26	24	214
		奈良渕町	33	20	24	25	20	25	22	32	32	233
		田之入町	1			1						2
	小学校区人数小計		132	130	118	139	130	138	134	150	143	1,214
学校区人数合計			132	130	118	139	130	138	134	150	143	1,214

北中学校区を分割することで、各地区の児童・生徒数は犬伏地区が1,111人、堀米地区が1,214人となり、適正規模の基準に近しい人数となります。1,000人を超える学校規模では、児童生徒指導や学校運営の面で様々な課題が生じます。

そこで、今後の人口減少と少子化の進展を考慮し、児童生徒数の将来推計を試算しました。

■人口減少と児童生徒数の将来推計

参考1 将來の地域別男女5歳階級別人口

市区町村	年	人口	内訳 0~14歳	0~14歳人口減少率 R7(2025)比
佐野市	R7(2025)	112,263	11,490	-
	R12(2030)	107,893	10,169	11.5%
	R17(2035)	103,231	9,301	19.1%
	R22(2040)	98,254	8,814	23.3%
	R27(2045)	93,110	8,246	28.2%
	R32(2050)	87,904	7,512	34.6%

※出典 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県・市区町村別の男女・年齢(5歳)階級別将来推計人口『日本の地域別将来推計人口』(令和5(2023)年推計)」より作成

参考2 児童生徒数の将来推計

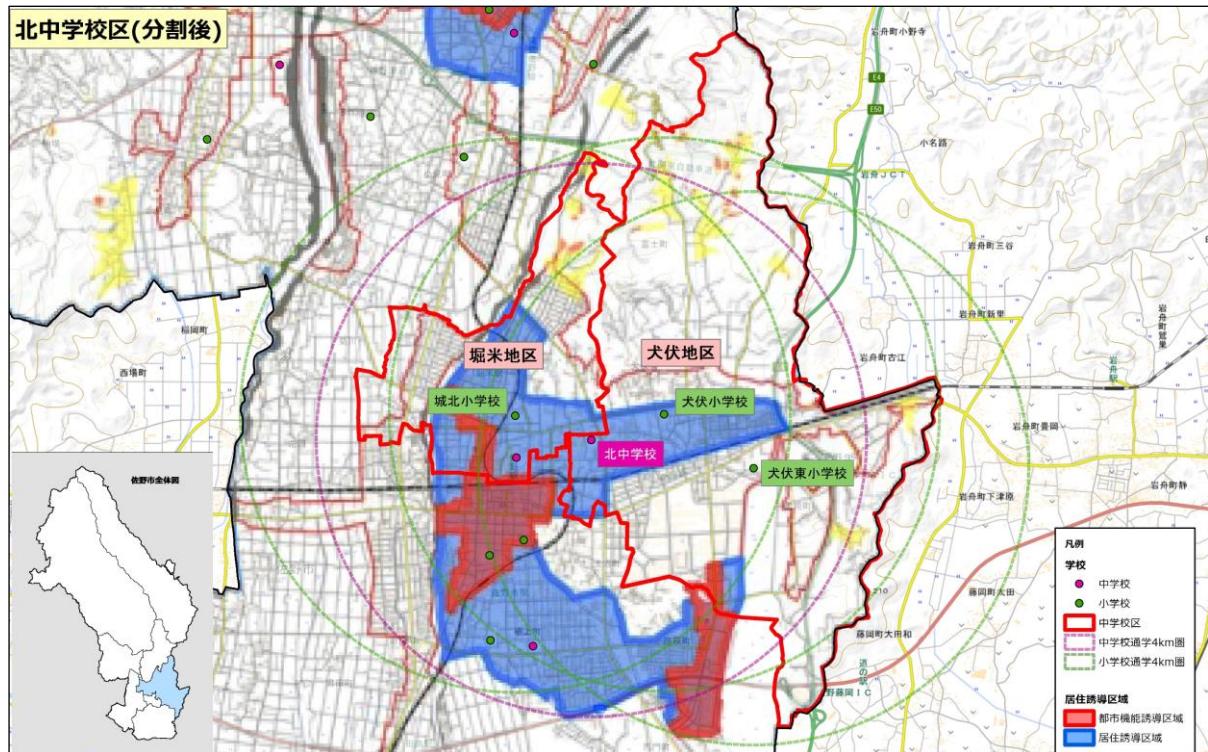
小中一貫校	人数					
	R6(2024)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)	R27(2045)	R32(2050)
北中学校区(犬伏地区) 小中一貫校	1,111	983	899	852	797	726
北中学校区(堀米地区) 小中一貫校	1,214	1,074	983	931	871	794

「0~14歳人口の減少率」を、小中一貫校の開校時児童生徒数に乘じ、令和12(2030)年から令和32(2050)年までの、各校想定人数を試算しました。

※表 参考2では、令和6(2024)年時点の児童生徒数を、令和7(2025)年度として減少率を乗じているため、実際にはさらに減少幅が大きくなる可能性があります。

上記推計に基づくと、北中学校区(犬伏地区)小中一貫校は令和12(2030)年以降、また北中学校区(堀米地区)小中一貫校は令和17年(2035年)以降の開校とすることで、適正規模の基準を満たすことが可能となります。

分割後の地図は以下のとおりです。



出典「佐野市立地適正化計画(図6-10)」(佐野市)を本計画用に加工。

学区を分割し別個の小中一貫校を設置する場合の各校の評価は以下のとおりです。

表 2-3-3b 各校の評価結果(校区分割後)

校区	学校名	適正規模		適正配置		立地適正化計画		ハザードマップ		評価点 (20点満点)
		想定延床面積の建設可能敷地面積に占める割合	点数	半径4km円の校区面積に占める割合	点数	誘導区域・都市計画の区域区分	点数	土砂/浸水	点数	
犬伏地区	犬伏小学校	6816.4%	1	90.1%	5	居住誘導区域	5	200m圏外/範囲外	5	16
	犬伏東小学校	179.7%	4	86.3%	4	誘導区域外(市街化区域)	3	200m圏外/範囲外	5	16
	北中学校	176.6%	4	73.3%	3	居住誘導区域	5	200m圏外/範囲外	5	17
堀米地区	城北小学校	212.0%	3	100.0%	5	居住誘導区域	5	200m圏外/範囲内	1	14

この評価結果から、拠点校設置について再度検討したところ、犬伏地区においては、犬伏小学校は敷地面積が狭小であること、また犬伏東小学校は立地適正化計画の誘導区域外であることを踏まえ、北中学校を拠点校とします。

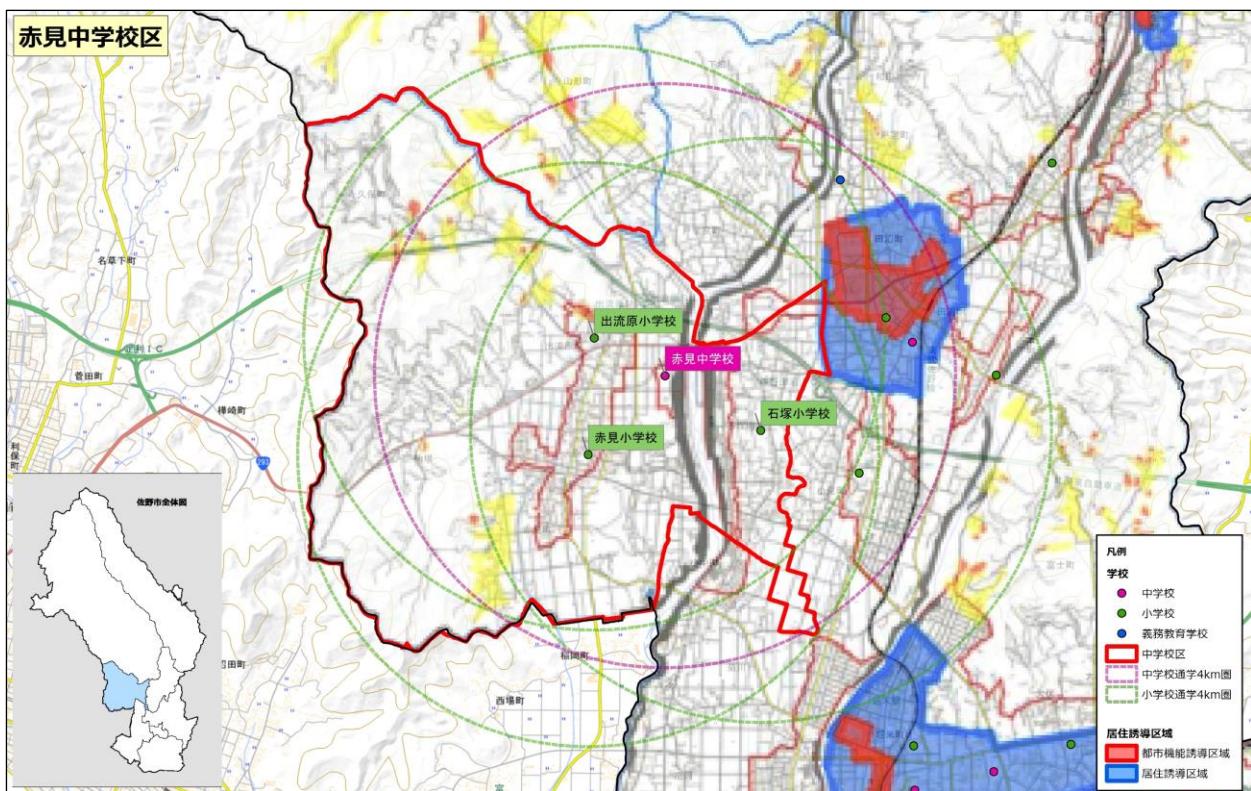
一方の堀米地区においては、城北小学校がハザードマップ以外の各評価で概ね高評価を得ていることから、浸水対策を施した上で拠点校とします。

5 赤見中学校区

(1) 学校の配置

表 2-1-4 学校の配置状況

中学校区	対象小学校	通学区域
赤見中学校	赤見小学校	赤見町
	石塚小学校	石塚町
	出流原小学校	出流原町、寺久保町



※出典「佐野市立地適正化計画(図 6-10)」(佐野市)を本計画用に加工。

(2) 通学区域毎年齢別児童生徒数

表 2-2-4 通学区域毎年齢別児童生徒数

中学校区	対象小学校	行政区名称	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	合計	
赤見中学校区	赤見小学校	赤見町(市場)	6	6	7	6	10	10	6	10	8	69	
		赤見町(大門)	12	6	5	3	7	8	12	8	17	78	
		赤見町(町屋)	4	5	4	5	5	7	6	9	8	53	
		赤見町(駒場)	5	1	1	3		3	3	1	1	18	
	小学校区人数小計		27	18	17	17	22	28	27	28	34	218	
	石塚小学校	石塚町(下)	11	9	8	11	8	13	11	10	16	97	
		石塚町(上)	5	10	4	4	6	8	7	7	12	63	
		石塚町(緑)		3	3	2	3	2	3	8	8	32	
	小学校区人数小計		16	22	15	17	17	23	21	25	36	192	
	出流原小学校	出流原町	6	11	11	8	6	17	10	11	12	92	
		寺久保町					1			1	1	3	
小学校区人数小計			6	11	11	8	7	17	10	12	13	95	
学校区人数合計			49	51	43	42	46	68	58	65	83	505	
			299					206			505		

(3) 拠点校選定における評価結果

表 2-3-4 各校の評価結果

学校名	適正規模		適正配置		立地適正化計画		ハザードマップ		評価点 (20点満点)
	想定延床面積の建設可能敷地面積に占める割合	点数	半径4km内の校区面積に占める割合	点数	誘導区域・都市計画の区域区分	点数	土砂/浸水	点数	
赤見小学校	531.9%	1	88.6%	4	誘導区域外(市街化区域)	3	200m圏外/範囲外	5	13
石塚小学校	64.9%	5	52.7%	1	誘導区域外(市街化調整区域)	1	200m圏外/範囲内	1	8
出流原小学校	建設不可	0	88.1%	4	誘導区域外(市街化区域)	3	200m圏外/範囲外	5	12
赤見中学校	32.6%	5	74.7%	3	誘導区域外(市街化区域)	3	200m圏外/範囲内	1	12

(4) 現状と課題

赤見中学校区は小学校3校、中学校1校で構成され、令和6(2024)年度の児童生徒数は合計505人です。適正規模の1学級35人で換算すると19学級が必要です。

小学校区の人数を7歳と15歳年齢で比較すると、赤見小学校が20.6%の減少、石塚小学校が55.6%の減少、出流原小学校が53.8%の減少となり、石塚小学校、出流原小学校の減少が顕著であることがわかります。児童数の減少に伴い、出流原小学校では複式学級を編制しています。また、立地上の特性として、本中学校区は旗川で東西に分かれているため、小中一貫校の設置にあたっては「児童生徒の通いやすさ」を考慮する必要があります。

(5) 今後の方針

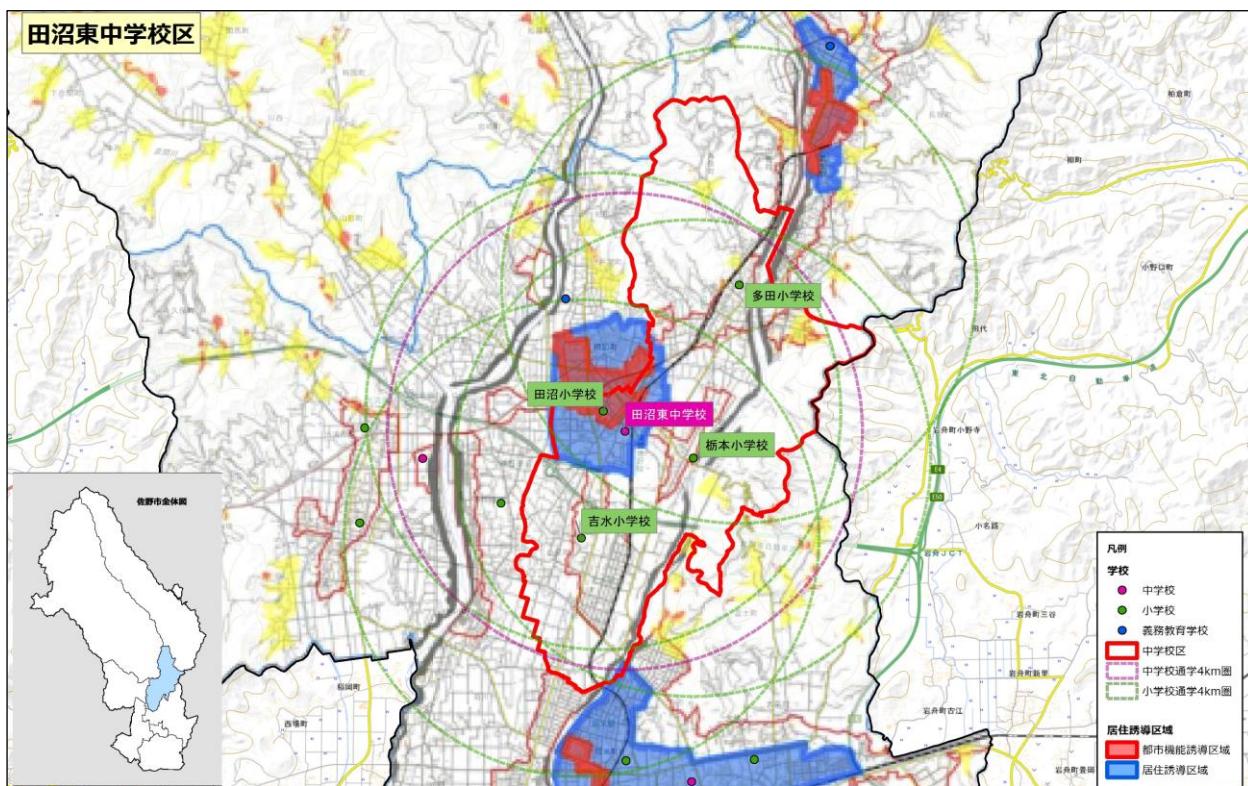
出流原小学校は敷地面積が小さく、想定される学級数を収容できません。また、石塚小学校は半径4km圏内の校区面積に占める割合が52.7%と低いこと、旗川東岸という立地や立地適正化計画上の誘導区域外であることを踏まえると、拠点校の設置場所として効率的とは言えません。一方、赤見小学校と赤見中学校はともに市街化区域に位置しており、半径4km圏内の校区面積に占める割合も、それぞれ88.6%と74.7%と高い値を示しています。評価点で考えると赤見小学校が上位になりますが、「想定延床面積の建設可能敷地面積に占める割合」で優位であることと、石塚小学校区の児童が通学する際の利便性を考慮し、浸水対策を施した上で赤見中学校を拠点校とします。

6 田沼東中学校区

(1) 学校の配置

表 2-1-5 学校の配置状況

中学校区	対象小学校	通学区域
田沼東中学校	田沼小学校	田沼町(本町、上町東、上町西を除く)、小見町(下町)、栃木町(下田沼・瓦町・原町)、山越町の一部
	吉水小学校	小見町(田沼小学校通学区域を除く)、吉水町、新吉水町、吉水駅前一丁目、吉水駅前二丁目、吉水駅前三丁目、栃木町の一部
	栃木小学校	栃木町(田沼小学校通学区域及び吉水小学校通学区域を除く)
	多田小学校	多田町、山越町(田沼小学校通学区域を除く)



※出典「佐野市立地適正化計画(図 6-10)」(佐野市)を本計画用に加工。

(2) 通学区域毎年齢別児童生徒数

表 2-2-5 通学区域毎年齢別児童生徒数

中学校区	対象小学校	行政区名称	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	合計		
田沼東中学校	田沼小学校	下町(田沼町)	16	26	12	24	14	17	27	28	26	190		
		角町	2							1		3		
		仲町	2	1	4	3	2	2	5	2	3	24		
		下田沼	15	10	6	14	6	12	11	11	4	89		
		瓦町	4	7	1	6	3	5	4	9	4	43		
		原町	3	5	6	6	3	6	5	9	6	49		
		山越 一部	1		3	1	1	3	2		3	14		
	小学校区人数小計		43	49	32	54	29	45	54	60	46	412		
	吉水小学校	小見	8	7	11	7	9	4	8	8	7	69		
		吉水	6	9	6	9	5	7	9	6	12	69		
		吉水新田	1	2	2	3	3		1	2		14		
		新吉水南	12	15	18	11	23	13	16	12	14	134		
		新吉水北	11	20	11	12	5	12	11	7	5	94		
	吉水小学校区				1				1		1	3		
	小学校区人数小計		38	53	49	42	45	36	46	35	39	383		
	栃本小学校	栃本上	5	3	3	2	5	8	8	3	6	43		
		栃本下	6	5	7	6	7	7	5	9	15	67		
	小学校区人数小計		11	8	10	8	12	15	13	12	21	110		
	多田小学校	下多田	4	2	7	4	3	9	7	7	9	52		
		上多田	6	1	2	2		2	1	4	2	20		
		山越	1	2	2	2		1	1	1	1	11		
	小学校区人数小計		11	5	11	8	3	12	9	12	12	83		
学校区人数合計			103	115	102	112	89	108	122	119	118	988		
					629				359			988		

(3) 拠点校選定における評価結果

表 2-3-5 各校の評価結果

学校名	適正規模		適正配置		立地適正化計画		ハザードマップ		評価点 (20点満点)
	想定延床面積の建設可能敷地面積に占める割合	点数	半径4km円の校区面積に占める割合	点数	誘導区域・都市計画の区域区分	点数	土砂/浸水	点数	
田沼小学校	408.4%	1	86.1%	4	都市機能誘導区域	5	200m圏外/範囲内	1	11
吉水小学校	建設不可	0	61.9%	2	誘導区域外(市街化区域)	3	200m圏外/範囲内	1	6
栃本小学校	建設不可	0	86.0%	4	誘導区域外(市街化区域)	3	200m圏外/範囲内	1	8
多田小学校	建設不可	0	70.7%	3	誘導区域外(市街化区域)	3	200m圏外/範囲内	1	7
田沼東中学校	96.3%	5	86.8%	4	居住誘導区域	5	200m圏外/範囲内	1	15

(4) 現状と課題

田沼東中学校区は小学校4校、中学校1校から構成されており、令和6(2024)年度の児童生徒数は合計988人です。適正規模として定めた1学級35人で換算すると、33学級が必要となります。

小学校区の人数合計を7歳と15歳年齢で比較すると田沼小学校が6.5%の減少、吉水小学校が2.7%の減少、栢本小学校が47.6%の減少、多田小学校が8.3%と減少となり、栢本小学校の減少が顕著です。児童数の減少に伴い、栢本小学校と多田小学校では、複式学級を編制しています。

5校とも、ハザードマップ上の浸水想定区域に立地しており、吉水小学校、栢本小学校、多田小学校は敷地面積が小さいため、小中一貫校として必要な学級数を収容できない状況です。

(5) 今後の方針

複式学級には「授業の進度調整が難しい」「学習意欲の低下」「人間関係の固定化」「集団活動の制限」などのデメリットがあります。学校教育の機会均等の観点からも早急に是正すべき問題となります。

吉水小学校、栢本小学校、多田小学校は敷地面積が小さく、必要な学級数を収容できないため、これらの学校を拠点校に設定する場合は、隣接地を取得し敷地面積を拡張する必要があります。土地の新規取得を考慮しない場合、拠点校の候補は田沼小学校と田沼東中学校の2校となります。この2校はそれぞれ立地適正化計画の「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」に位置しており、半径4km圏内の校区面積に占める割合は86.1%及び86.8%と高いカバー率を示しています。

一方で、田沼小学校は敷地面積がやや小さいため、校舎が4階建てから5階建てになる可能性があります。このことから、敷地面積に余裕がある田沼東中学校に浸水対策を施し拠点校とします。

第3章 実施計画

1 今後的小中一貫校整備方針

第2章における検討結果を踏まえ、今後整備する小中一貫校を整理しました。なお、拠点校の設置場所は今後の検討により変更される可能性があります。

(1) 今後整備する小中一貫校

各小中一貫校を設置する拠点校や通学区域は以下のとおりです。

表 3-1 小中一貫校一覧

No.	小中一貫校	拠点校	対象小学校	通学区域
1	城東中学校区 小中一貫校	佐野小学校	佐野小学校	久保町(両毛線以南)、相生町、高砂町、万町、亀井町、金屋下町、金吹町、若松町(両毛線以南)、浅沼町
			天明小学校	伊賀町、本町、大蔵町、朝日町(両毛線以南)、大町、天明町、大和町、金屋仲町、金井上町、大祝町、上台町、植野町(1953~2007番地枝番含む)
			城北小学校	久保町(両毛線以北)、朝日町(両毛線以北)
2	南中学校区(植野地区) 小中一貫校	南中学校	植野小学校	植野町(1953~2007番地以外)、植上町、寺中町、植下町、若宮上町、若宮下町、伊保内町、大古屋町、庚申塚町、田島町、船津川町、飯田町
3	南中学校区(界地区) 小中一貫校	界小学校	界小学校	馬門町、高山町、高萩町、北茂呂町、茂呂山町、越名町
4	北中学校区(犬伏地区) 小中一貫校	北中学校	犬伏小学校	犬伏上町、犬伏中町、犬伏下町、犬伏新町、葦川町、富士町、大栗町、富岡町
			犬伏東小学校	米山南町、関川町、町谷町、伊勢山町、栄町、西浦町、鎧塚町、黒袴町
5	北中学校区(堀米地区) 小中一貫校	城北小学校	城北小学校	若松町(両毛線以北)、天神町、堀米町、奈良渕町、田之入町
6	赤見中学校区 小中一貫校	赤見中学校	赤見小学校	赤見町
			石塚小学校	石塚町
			出流原小学校	出流原町、寺久保町
7	田沼東中学校区 小中一貫校	田沼東中学校	田沼小学校	田沼町(本町、上町東、上町西を除く)、小見町(下町)、栃本町(下田沼・瓦町・原町)、山越町の一部
			吉水小学校	小見町(田沼小学校通学区域を除く)、吉水町、新吉水町、吉水駅前一丁目、吉水駅前二丁目、吉水駅前三丁目、栃本町の一部
			栃本小学校	栃本町(田沼小学校通学区域及び吉水小学校通学区域を除く)
			多田小学校	多田町、山越町(田沼小学校通学区域を除く)

(2) 整備順の検討

「第1章2(4) 整備順の基準」に基づき、以下の観点から整備順を検討します。

① 複式学級を編制する学校があるか。(適正規模)

本計画対象施設のうち、令和6(2024)年5月1日現在で複式学級を編制しているのは、出流原小学校、栃本小学校、多田小学校の3校です。

■対象となる中学校区（該当校）

- ・赤見中学校区(出流原小学校)
- ・田沼東中学校区(栃本小学校、多田小学校)

② 進級先となる中学校が分かれる小学校が含まれているか。(適正規模・適正配置)

本計画対象施設のうち、進級先の中学校が分かれている小学校は、天明小学校と城北小学校の2校です。

■対象となる中学校区（該当校）

- ・城東中学校区、かえで義務教育学校区(天明小学校)
- ・城東中学校区、北中学校区(城北小学校)

③ 整備が完了するまでの使用に耐えうる学校施設であるか。(施設の老朽度)

令和6年度に実施した各施設の劣化調査結果は以下のとおりです。

■中学校区内ごとの対象校の老朽度(老朽度の高い順)

- 1 城東中学校区
- 2 南中学校区(植野地区)
- 3 北中学校区(犬伏地区)
- 4 田沼東中学校区
- 5 赤見中学校区
- 6 南中学校区(界地区)
- 7 北中学校区(堀米地区)

④ 拠点校となる学校の工事が円滑に進められるか。(施工条件の整理)

ア) 佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画(後期計画)実施計画(I期)において、整備を位置付けている城東中学校区については、すでに小中一貫校の整備に着手しています。

■対象となる中学校区

- ・城東中学校区

イ) 学区を分割する中学校区は、通学先を確保するため、小学校を拠点校とする地区の小中一貫校整備を優先します。

■対象となる中学校区（優先する地区）

- ・南中学校区（界地区）
- ・北中学校区（堀米地区）

⑤ その他考慮すべき要件

ア) 南中学校区は、植野地区と界地区の分割を予定しています。佐野新都市エリアを含む界地区は、人口の微増している地域があるため、今後の人口減少は緩やかになることが予想されますが、児童生徒数の予測が難しい状況です。拠点校の場所、通学区域について継続して検討します。

■対象となる中学校区

- ・南中学校区（植野地区）
- ・南中学校区（界地区）

イ) 城東中学校区小中一貫校整備事業基本構想に基づき、通学区域を含め準備を進めています。地域の意見を勘案し、城東中学校区の一部を北中学校区へ編入する見直しを行っていることから、適正な通学区域の早期設定のため、城東中学校区に併せて北中学校区の整備を進める必要があります。

■対象となる中学校区

- ・北中学校区（犬伏地区）
- ・北中学校区（堀米地区）

ウ) 赤見中学校区においては、小学校間の統合に関する動向などを見極める時間が必要です。

■対象となる中学校区

- ・赤見中学校区

(3) 整備順・整備スケジュールの決定

前段の「(2) 整備順の検討」の内容を総合的に勘案し、本計画における各小中一貫校の整備順・スケジュールを以下のとおりとします。

表3-2 小中一貫校の整備順一覧

整備順	小中一貫校	拠点校	対象小学校	通学区域
1	城東中学校区 小中一貫校	佐野小学校	佐野小学校	久保町(両毛線以南)、相生町、高砂町、万町、亀井町、金屋下町、金吹町、若松町(両毛線以南)、浅沼町
			天明小学校	伊賀町、本町、大蔵町、朝日町(両毛線以南)、大町、天明町、大和町、金屋仲町、金井上町、大祝町、上台町、植野町(1953~2007番地枝番含む)
			城北小学校	久保町(両毛線以北)、朝日町(両毛線以北)
2	田沼東中学校区 小中一貫校	田沼東中学校	田沼小学校	田沼町(本町、上町東、上町西を除く)、小見町(下町)、栃本町(下田沼・瓦町・原町)、山越町の一部
			吉水小学校	小見町(田沼小学校通学区域を除く)、吉水町、新吉水町、吉水駅前一丁目、吉水駅前二丁目、吉水駅前三丁目、栃本町の一部
			栃本小学校	栃本町(田沼小学校通学区域及び吉水小学校通学区域を除く)
			多田小学校	多田町、山越町(田沼小学校通学区域を除く)
3	北中学校区(堀米地区) 小中一貫校	城北小学校	城北小学校	若松町(両毛線以北)、天神町、堀米町、奈良渕町、田之入町
4	北中学校区(犬伏地区) 小中一貫校	北中学校	犬伏小学校	犬伏上町、犬伏中町、犬伏下町、犬伏新町、垂川町、富士町、大栗町、富岡町
			犬伏東小学校	米山南町、関川町、谷町、伊勢山町、栄町、西浦町、鎧塚町、黒袴町

表3-3 整備スケジュール

整備順	小中一貫校	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)	R27 (2045)	R28 (2046)	R29 (2047)	
1	城東中学校区 小中一貫校							R13 開校																	
2	田沼東中学校区 小中一貫校												R18 開校												
3	北中学校区 (堀米地区) 小中一貫校															R22 開校									
4	北中学校区 (犬伏地区) 小中一貫校																								R30 開校

凡例	
 整備期間	工事期間

2 本スケジュール期間以降に整備する小中一貫校

「表3-3 整備スケジュール」で示した以外の小中一貫校については、社会情勢や地域の実情、財政状況などを勘案して、今後、整備順や整備概要を定めることとします。

表3-4 本スケジュール期間以降に整備する小中一貫校一覧

小中一貫校区	拠点校	通学区域
南中学校(植野地区)小中一貫校	南中学校	植野町(1953~2007番地以外)、植上町、寺中町、植下町、若宮上町、若宮下町、伊保内町、大古屋町、庚申塚町、田島町、船津川町、飯田町
南中学校(界地区)小中一貫校	界小学校	馬門町、高山町、高萩町、北茂呂町、茂呂山町、越名町
赤見中学校区小中一貫校	赤見中学校	赤見町
		石塚町
		出流原町、寺久保町

第4章 本計画における小中一貫校の整備概要

1 概要

本計画において整備順を決定した各小中一貫校について、想定される施設の概要や事業想定、対象校の施設の状況をまとめました。なお、本章で示す「概算事業費」に用地取得費用やこどもクラブの整備事業費等は含みません。また、「健全度」には令和6年度に実施した各施設の劣化状況調査の数値を使用しています。

2 小中一貫校の整備概要

城東中学校区小中一貫校

●対象小学校及び通学区域

佐野小学校	久保町(両毛線以南)、相生町、高砂町、万町、亀井町、金屋下町、金吹町、若松町(両毛線以南)、浅沼町
天明小学校	伊賀町、本町、大蔵町、朝日町(両毛線以南)、大町、天明町、大和町、金屋仲町、金井上町、大祝町、上台町、植野町(1953~2007番地枝番含む)
城北小学校	久保町(両毛線以北)、朝日町(両毛線以北)

●想定する施設の概要

拠点校(設置場所)	佐野小学校
学校敷地面積	約 17,662 m ²
校舎面積	約 10,550 m ²
体育館面積	約 2,300 m ²
運動場面積	約 7,302 m ²
普通教室数(特別支援学級含む)	30 室

●事業想定

想定児童生徒数(開校時)	583 人
開校目標年度	令和13(2031)年度
事業期間	令和6(2024)年度 ～ 令和13(2031)年度

●中学校区内各学校の施設の状況

施設名称	主要建物 建築年度	経過年数 (令和5年時点)	主要建物 構造	整備完了年度時点 経過年数	健全度 (100点満点)
佐野小学校	1970	53	鉄筋コンクリート	61	10
天明小学校	1968	55	鉄筋コンクリート	63	10
城東中学校	1981	42	鉄筋コンクリート	50	10

田沼東中学校区小中一貫校

●対象小学校及び通学区域

田沼小学校	田沼町(本町、上町東、上町西を除く)、小見町(下町)、栃木町(下田沼・瓦町・原町)、山越町の一部
吉水小学校	小見町(田沼小学校通学区域を除く)、吉水町、新吉水町、吉水駅前一丁目、吉水駅前二丁目、吉水駅前三丁目、栃木町の一部
栃木小学校	栃木町(田沼小学校通学区域及び吉水小学校通学区域を除く)
多田小学校	多田町、山越町(田沼小学校通学区域を除く)

●想定する施設の概要

拠点校(設置場所)	田沼東中学校
学校敷地面積	約 28,845 m ²
校舎面積	約 10,753 m ²
体育館面積	約 2,353 m ²
運動場等面積	約 9,110 m ²
普通教室数(特別支援学級含む)	35 室

●事業想定

想定児童生徒数(開校時)	791 人
開校目標年度	令和18(2036)年度
概算事業費	約110億円
	令和10(2028)年度
事業期間	～ 令和17(2035)年度

●中学校区内各学校の施設の状況

施設名称	主要建物 建築年度	経過年数 (令和5年時点)	主要建物 構造	整備完了年度時点 経過年数	健全度 (100点満点)
田沼小学校	1975	48	鉄筋コンクリート	61	14
吉水小学校	1977	46	鉄筋コンクリート	59	18
栃木小学校	1983	40	鉄筋コンクリート	53	18
多田小学校	1981	42	鉄筋コンクリート	55	10
田沼東中学校	1987	36	鉄筋コンクリート	49	18

北中学校区(堀米地区)小中一貫校

●対象小学校及び通学区域

城北小学校	若松町(両毛線以北)、天神町、堀米町、奈良渕町、田之入町
-------	------------------------------

●想定する施設の概要

拠点校(設置場所)	城北小学校
学校敷地面積	約 24,263 m ²
校舎面積	約 11,585 m ²
体育館面積	約 2,353 m ²
運動場等面積	約 10,510 m ²
普通教室数(特別支援学級含む)	38 室

●事業想定

想定児童生徒数(開校時)	931 人
開校目標年度	令和22(2040)年度
概算事業費	約120億円
事業期間	令和14(2032)年度 ～ 令和21(2039)年度

●中学校区内各学校の施設の状況

施設名称	主要建物 建築年度	経過年数 (令和5年時点)	主要建物 構造	整備完了年度時点 経過年数	健全度 (100点満点)
城北小学校	1985	38	鉄筋コンクリート	55	18

北中学校区(犬伏地区)小中一貫校

●対象小学校及び通学区域

犬伏小学校	犬伏上町、犬伏中町、犬伏下町、犬伏新町、韮川町、富士町、大栗町、富岡町
犬伏東小学校	米山南町、関川町、町谷町、伊勢山町、栄町、西浦町、鎧塚町、黒袴町

●想定する施設の概要

拠点校(設置場所)	北中学校
学校敷地面積	約 24,877 m ²
校舎面積	約 10,937 m ²
体育館面積	約 2,353 m ²
運動場等面積	約 8,750 m ²
普通教室数(特別支援学級含む)	36 室

●事業想定

想定児童生徒数(開校時)	755 人
開校目標年度	令和30(2048)年度
概算事業費	約130億円
	令和22(2040)年度
事業期間	～ 令和29(2047)年度

●中学校区内各学校の施設の状況

施設名称	主要建物 建築年度	経過年数 (令和5年時点)	主要建物 構造	整備完了年度時点 経過年数	健全度 (100点満点)
犬伏小学校	1972	51	鉄筋コンクリート	76	24
犬伏東小学校	1980	43	鉄筋コンクリート	68	32
北中学校	1983	40	鉄筋コンクリート	65	18

第5章 本計画の継続的運用

1 計画の進行管理

本計画は、ローリング方式で進行管理することにより、変化する経済・社会情勢などに弾力的に対応するとともに、次期総合計画やその他関連計画等との整合を図り、必要に応じて適宜計画を見直し、変更を行います。

2 財源に関する検討

本計画に盛り込まれた事業を確実に推進するため、文部科学省所管国庫補助金の活用に加え、交付税措置のある有利な市債の活用を検討するとともに、学校整備基金について、一定規模以上の財源を維持し、活用してまいります。

表5-1 想定される特定財源

国庫補助金	公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金など
市債	学校教育施設等整備事業債など
基金	学校整備基金など

3 PFI導入に関する検討

「佐野市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」に基づき、財政負担の縮減、平準化を図るため、民間活力を活用した学校施設の整備、維持管理について検討します。具体的な整備に関しては、導入可能性調査を早期に実施し、その結果を各校の整備手法に反映させていくこととします。

4 本計画を進めるにあたって

今後も児童生徒数の減少が見込まれるため、在籍状況を継続的に注視し、最終的な目標である施設一体型の義務教育学校整備の準備段階として、小学校間の先行的・段階的な統合について検討していきます。なお、あそ野学園義務教育学校、葛生義務教育学校を整備したことによる検証結果や今後の社会情勢の変化、教育制度の変更、財政状況、整備手法の見直し、その他の事情により計画変更が必要となった場合は、適宜見直しを行なながら事業を進めてまいります。

5 留意事項

小中一貫校(義務教育学校)の整備にあたっては、その必要性を十分説明し、理解を得るよう努めるとともに、保護者、地域住民、学校関係者と教育委員会が、より良い教育環境を整えるための共通の視点をもって進めています。

佐野市立小中学校
適正規模・適正配置基本計画(後期計画)
改定版

令和8(2026)年〇月

発行 佐野市

編集 佐野市教育部学校適正配置課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

T E L 0283-85-7304

F A X 0283-20-3032

E-mail gakkoutekisei@city.sano.lg.jp

U R L <https://www.city.sano.lg.jp>